

吹田市立総合運動場防災監視盤修繕 仕様書

1 業務名

吹田市立総合運動場防災監視盤修繕

2 修繕場所

吹田市立総合運動場（吹田市竹谷町 37-1）

3 修繕内容

名称	摘要・寸法	数量・単位	修繕内容
防災監視盤取替修繕	受信機 P-I 級 80 回線 自立形	1 面	① 既存防災監視盤の更新（撤去・新設） ② 既存配線の接続・動作確認 ③ 既存機器と設置予定機器本体の大きさが異なる場合はクロス補修等を行うこと。

- ・既存の防災監視盤は下記のとおり
ホーチキ（株）製の型式等：受第 60～37 号 HGK-AS 501010PDZ 1993 年製
- ・既設メーカー以外で見積もる場合は、既存の感知器との接続について動作等の確認をすること。

4 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 留意事項

- （1）作業工程については、施設運営及び他の工事などの支障とならないよう本市職員及び施設管理者と事前に十分な打合せを行い決定すること。
- （2）修繕に必要な工具、計測機器等の機材及び材料、消耗部材、その他必要経費等については受託者の負担とする。
- （3）取り外した既存の設備機器及び設置に伴う廃材については受託者の責任において適正に処理すること。
- （4）作業の実施に当たって、利用者の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- （5）作業は契約締結後、準備ができ次第、早急に実施すること。

一般共通事項

修繕業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、すべて「国土交通省公共建築工事標準仕様書」または、「国土交通省公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）及び（電気設備工事編）の最新版（以下、「標準仕様書」という。）に準ずる。

法令の順守等

本業務は、建築基準法、消防法、電気事業法、電気設備技術基準、内線規程及びその他関係法令に準拠して施工すること。また、業務の実施においては、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めなければならない。業務実施時に、第三者に損害を与えた場合には、発注者の指示に従い、受注者の責任において損害を賠償しなければならない。

事故防止

作業場の内外を問わず修繕業務実施に伴う危険防止、騒音防止等のため、建築基準法、労働基準法、消防法、環境基本法、吹田市環境基本条例その他関係法規に従ってその方策を講じること。

修繕業務実施において、他に損害を与えた場合に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

建設副産物の処理

※構外搬出適切処理

本修繕業務に伴い発生する建設副産物の処理に当たっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設副産物の適正処理推進要綱」等に基づき、再資源化の積極的活用を図ること。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物の適正処理推進要綱」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守し、適切に処理すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

再生資材の利用

「再生資源の利用の促進に関する法律」その他の関係法令等により、再生資源の積極的利用に努めること。

修繕業務写真

修繕業務着手前、修繕実施中、完成時、事故発生時及び本市職員の指示する場所を撮影し、提出すること。

修繕業務取合

既設物と本修繕業務との取合い、納まり等、図示なき部分も遺漏なきよう施行すること。

本修繕業務によって施設等において支障が生じる場合は、本市職員又は施設管理者の指示により養生

または移設し現状復旧すること。

官公庁等への手続

業務に必要な官公庁等への手続等は、すべて受注者が代行して遅滞なく行い、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

完成検査

修繕業務が完了したときは、本市職員に通知し、本市検査員の検査を受けること。
消防検査等に必要な機材及び費用、その他提出資料等は、受注者が準備すること。

支払請求等

本市検査員の完成検査を受け、合格した後、請求できるものとする。

提出書類

本市職員が指示する書類を提出すること。

安全管理

資材搬入・搬出時は一般通行人、一般車両に迷惑がかからないよう配慮し、十分な安全管理を行うこと。
万一損害を与えた場合は受注者の責任において解決し、それに要した費用はすべて受注者の負担とする。

修繕業務搬入路

修繕業務搬入路は本市職員及び施設管理者と充分打合せを行い、良好な維持管理を行うこと。
なお、良好な維持管理、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

修繕業務跡地

修繕業務完了時には作業残材等を完全に取り除き現状復旧すること。

疑義

修繕業務に際して万一疑義が生じた場合は、ただちに本市職員と協議すること。